

# 社員の個人情報不正入手や取引先と謀って架空請求等を行ったケース、製品事故や贈収賄等 企業における刑事事件発生後の法的留意点と実務対応

私生活含む社員等による刑事事件への対応、企業が加害者の場合や役員の実務責任となる場合のポイント

●日時● 2018年 11月 27日(火) 13:30~17:00

●会場● 主婦会館プラザエフ(東京・四ツ谷)

●講師● 弁護士法人 第一法律事務所 弁護士 柳原 克哉 氏

【略歴】1992年10月司法試験合格。1993年3月名古屋大学 法学部 卒業。1995年4月司法修習修了(47期)。1995年4月、検事任官。東京地方検察庁、大阪地方検察庁等歴任。2006年3月、検事退官。2006年4月、弁護士登録(第二東京弁護士会)。一般企業法務に加え、コンプライアンスや企業不祥事・製品事故の調査・対応、それらに伴う民事・刑事事件等への対応等を扱う。

## ◆開催にあたって

多くの企業において日々意識することは少なくとも、従業員の私生活の行いや日常における企業活動、従業員及び役員の行為がある日突然刑事事件に発展するリスクが潜んでいます。

また、事件発覚後の対応を誤るとさらに大きな問題に発展する危険性があるため、非日常的な突発事象に対応する際の留意点や、企業としてまず確認・検討すべき事項を事前に押さえておく必要があります。

本セミナーでは、情報漏えいや社員間トラブル、架空請求や談合・贈収賄等の様々な事例を交え、実際に刑事事件となるような事件が発生・発覚した際の企業が行うべき実務対応のポイントについて、法律的な観点から解説致します。

《詳細は裏面をご覧ください》

### ●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

●FAXでお申込の際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願い致します。(別番号への誤送信にご注意ください。)

一般社団法人企業研究会

担当: 田中 E-mail a-tanaka@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

**申込方法** 当会ホームページよりお申込みください。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

検索

181839-0503(※)		2018.11.27	
[申込書] 企業における刑事事件発生後の法的留意点と実務対応			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
E-mail			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
E-mail			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

社員の個人情報不正入手や取引先と謀って架空請求等を行ったケース、製品事故や贈収賄等  
**企業における刑事事件発生後の法的留意点と実務対応**  
私生活含む社員等による刑事事件への対応、企業が加害者の場合や役員の実務となる場合のポイント

● プログラム ●

- 解説 -  
13:30

■講師 弁護士法人 第一法律事務所 弁護士 柳原 克哉 氏

I. 企業活動の中で刑事事件が問題となる場面やその状況について

- (1) どんな場面で刑事事件が問題になるのか
- (2) 刑事事件で留意すべきことは何か  
～真の被害者は誰か／捜査機関や被害者へはどのように対応すべきなのか

II. 社員等による刑事事件

- (1) 社員等が逮捕された場合の会社対応  
《社員が私生活上の行為により逮捕されたケース》
  - ・会社として留意すべき事項  
～事実確認すべき事項とそのポイント／確認の方法  
～どのような場合に、どのような影響が会社へ及ぶのか  
～社員の処分とその留意点
- (2) 社員間トラブルと刑事事件  
《懇親会でのセクハラや暴力事件が発生したケース》
  - ・会社として留意すべき事項  
～会社がどのような立ち位置で、どのように関わるのか  
～確認すべき事実／確認方法  
～被害者の説明と加害者の説明が食い違った場合の対処  
～処分と再発防止
- (3) コンプライアンス違反と刑事事件
  - ・刑事事件にするのか、しないのか判断が必要となる事案
  - ・会社として留意すべき事項
- (4) 社員等による使い込み、架空請求、水増し請求等と刑事事件  
《社員が取引先と謀って、架空請求等を行ったケース》
  - ・刑事告訴の実情
  - ・どのような場合に刑事告訴できるのか
  - ・刑事告訴をする上で行うべき調査や準備

III. 刑事事件で企業が問われる責任

- (1) 企業が刑事事件で問われること
  - 《顧客情報が流出したケース》
    - ・被害者であっても、非難等されうる。
  - 《企業活動が刑事責任を問われるケース》
    - ～違法行為への関与、製品事故、違法残業等
    - ・企業活動が刑事責任を問われる場面とは
    - ・何故、刑事責任を問われることになるのか
    - ・会社としての留意事項
- (2) 管理者や役員の実務責任
  - ・管理者や役員が刑事責任を問われる場面とは
  - ・何故、管理者や役員が刑事責任を問われるのか
  - ・刑事責任を問われた場合の対応

IV. その他

※講師と同業企業・同業種の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承下さい。

17:00